



2020年4月1日から 多くの施設では、 原則屋内禁煙になります

受動喫煙の
ない社会を!

東京オリンピック・パラリンピックの世界的なイベント
を見すえて、健康増進法が改正されました。

【改正のポイント】

2019年7月～

- 学校・病院・児童福祉施設・行政機関の庁舎などは**原則敷地内禁煙**になります。 **第一種施設**
(※ただし、屋外で要件を満たす場所に喫煙場所の設置ができます。)

2020年4月～

- 事業所、ホテル・旅館、美容院・理髪店、飲食店、旅客運送用事業船舶・鉄道など多くの人が利用する施設等は、**原則屋内禁煙**になります。 **第二種施設**
※旅館・ホテルの客室等、人の居住に関わる場所は適応除外
※「多くの人が利用する」とは、2人以上の者が同時に、または入れ替わり利用する施設のことをいいます。
- 屋内で喫煙できる場所は、**喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室**が設置されています。
- 喫煙が禁止されている場所等で喫煙した場合、**罰則の適応**になる場合があります。

受動喫煙とは？

他人の喫煙により
たばこから発生した煙に
さらされることです。

なぜ「受動喫煙(二次喫煙)」を防がなければいけないの？

- 受動喫煙との関連が「確実」と判定された病気として、虚血性心疾患、脳卒中、肺がん、乳幼児突然死症候群(SIDS)があります。
- 年間15,000人が、受動喫煙を受けなければ、これらの疾患で死亡せずに済んだと推計されます。

受動喫煙を受けない人と比べて 病気になるリスクは何倍くらい？

出典:「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」
国立がん研究センターがん情報サービス

脳卒中

1.3倍

虚血性心疾患

1.2倍

肺がん

1.3倍

乳幼児突然死症候群(SIDS)

4.7倍

屋外など喫煙が禁じられていない場所での配慮

- ・できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をする。
- ・特に配慮が必要な人(子どもや患者など)が集まる場所や近くにいる場所では喫煙を控える。
- ・施設の管理者は、施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には喫煙所を設置しない。

加熱式
たばこでも
受動喫煙は
発生します!!

見えない「サードハンドスモーク」にも要注意!!

サードハンドスモークとは、部屋の壁や喫煙者の服、髪の毛などに付いた、目に見えないガス状の有害物質のことです。付着した有害物質を吸い込むことで、健康被害を受けることになってしまいます。喫煙後30～45分間は、喫煙者の息から有害物質が出つづけています。

